

1人にひとつマイナンバー!!

マイナンバー制度 はじまります

マイナンバーは、一生使うものです。大切にしてください!

マイナンバー(個人番号)とは?

住民票を有する一人ひとりに通知される12桁の番号のことです。今後、社会保険・税・災害対策の行政手続きで利用が始まります。マイナンバー制度には3つのメリットがあります。

①公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況が把握しやすくなり、負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立ちます。

②国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請時に必要な添付書類が省略されます。これにより行政手続きが簡素化され、皆さんの負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報の確認やサービスのお知らせを受け取ることが可能になります。

③行政の効率化

行政機関などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。また、複数の業務間で連携が進み、手続きが正確でスムーズになります。

通知カードが届きます

今月から、通知カードによりマイナンバー(個人番号)をお知らせします。通知カードは世帯ごとに簡易書



通知カード

個人番号カードの申請書

裏面

表面

留で順次郵送します。転送はされませんので、ご注意ください。封筒に次の3点が入っているか確認してください。

①マイナンバー(個人番号)が記載されている通知カード

② 個人番号カードの申請書と返信用封筒

③ 説明書

通知カードは、住所変更手続きなどの行政手続きが必要になりますので、大切に保管してください。
※11月末になっても届かない場合は、住民課に連絡してください。

● 問い合わせ 住民課 内線160

個人番号カードとは？

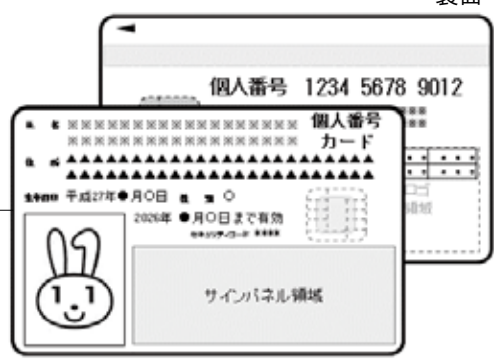
顔写真付きのプラスチック製ICチップ付きカードで、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）が記載されます。
本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードに搭載される電子証明書を活用してe-Taxなどの電子申請をすることも可能です（15歳未満の方は電子証明書の搭載不可）。初回発行手数料は無料です。

個人番号カードを取得するには？

① 個人番号カードを申請

個人番号カード交付を希望する方は申請が必要です。申請方法は

裏面



表面

個人番号カード
本人確認のための身分証明書として利用できます

次のとおりです。

郵送で申請

個人番号カードの申請書に本人の顔写真を貼り、返信用封筒で返送

オンラインで申請

スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンライン申請

※自宅のパソコンや証明写真機からの申請も可。詳細は通知カードと一緒に届く説明書参照

② 個人番号カードを受領

平成28年1月以降、個人番号カードを申請した方へ交付通知書を送付します。交付通知書が届いたら、次のものを全て持参し住民課窓口へお越しください。

- ・通知カード
- ・交付通知書
- ・運転免許証などの本人確認書類
- ・住民基本台帳カード（持っている方のみ）

・暗証番号（4種類の暗証番号を設定するため、事前に決めておいてください。）

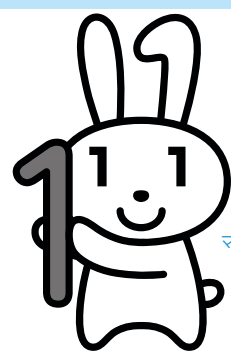
※代理人が来庁する場合は、説明書に記載の持ち物を持参してお越しください。

住民基本台帳カードの終了

12月28日で住民基本台帳カードの交付・更新が終了します。現在お持ちの住民基本台帳カードは有効期限までは利用できます。なお、住民基本台帳カードをお持ちの方は、個人番号カード取得時に、住民基本台帳カードを返納していただきます。

マイナンバーの問い合わせ

- ・マイナンバーホームページ
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/
- ・コールセンター
平日…午前9時30分～午後8時
土日・祝日…午前9時30分～午後5時30分
☎0570-20-0178（日本語）
☎0570-20-0291
（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語）



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん